

鶴岡市公告第442号

鶴岡市が委託する「令和8年度つるおかU I ターンサポートプログラム業務委託公募型プロポーザル実施要領」の公募型プロポーザルに関する各種手続、要件及び選定等の内容について必要な事項を次のとおり定める。

令和8年6月19日

鶴岡市長 佐藤 聡

令和8年度つるおかU I ターンサポートプログラム業務委託公募型プロポーザル 実施要領

1 業務の名称

令和8年度つるおかU I ターンサポートプログラム業務

2 業務の目的

本業務は、将来的な移住者や関係人口の拡大のため、首都圏等に居住し本市に関心のある者を対象に、本市の特徴的な食や食文化などの地域資源の魅力を理解し、地域住民との交流等を通じて、本市への興味関心を深め、自分なりに本市との関わり方を見つける機会を提供することを目的とする。

併せて、これまで実施した本プログラム事業のOB・OGである「鶴岡移住アンバサダー」（令和8年4月末時点で22名）との交流を促すことで、移住潜在層や関係人口の掘り起こしとネットワーク化を図る。

3 業務の概要

(1) 業務場所

鶴岡市及び首都圏

(2) 業務履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(3) 業務内容

別紙「令和8年度つるおかU I ターンサポートプログラム業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

なお、仕様書には提案にあたり最低限の必要事項を記載しており、仕様書に記載のない事項についての提案を妨げるものではない。

(4) 業務委託費上限額

1,980,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

上記の金額は、以下の経費を見込んでいる。

- ア 企画立案に係る経費
- イ 参加者募集、申込受付に係る経費
- ウ 首都圏でのセミナー開催に係る経費
- エ フィールドワーク開催に係る経費（移動手段、材料代など体験に必要な経費、講師謝金、傷害保険料など）。
- ただし、食費と宿泊費は、実費分を参加者より徴収するものとする。
- オ その他本業務の実施に係る全ての経費

4 受託者選定及び契約の方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーションを行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。

その後、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と契約を締結する。

5 資格要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書の提出期限までに「鶴岡市契約に関する規則（平成17年鶴岡市規則第54号）」第26条第2項に規定する競争入札参加者名簿に登録されていること。又は登録予定であること。
- (3) 参加申込書の提出期限の日から受託者の決定の日まで、鶴岡市競争入札等参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）、および鶴岡市暴力団排除条例（平成24年鶴岡市条例第6号）に規定する暴力団または暴力団員、若しくはその構成員の利益につながる活動を行う者ではないこと。
- (5) 租税を滞納していないこと。

6 選考スケジュール

公募開始	令和8年6月19日（金）
質問受付期間	令和8年7月2日（木）正午まで
質問に対する回答	令和8年7月6日（月）17時まで ※本市ホームページに掲載
参加申込書の提出期限	令和8年7月8日（水）17時まで

参加資格確認結果の通知	令和8年7月10日（金）17時まで
企画提案書提出期限	令和8年7月21日（火）17時まで
プレゼンテーション選考の実施	令和8年7月27日（月）を予定
選考結果通知	令和8年7月30日（木）を予定

7 本プロポーザルに係る質問及び回答

(1) 受付期間

令和8年6月22日(月)から7月2日(木)正午まで

(2) 質問方法

質問書（様式第1号）に質問内容を記載し、電子メールにより「15 担当部署」あて提出すること。

(3) 回答

質問及び回答を、令和8年7月6日(月)17時までに本市ホームページ上で公開する。

(4) 留意事項

ア 上記の方法以外でなされた質問には回答しない。

イ 回答の公開にあたって、質問者等の情報は記載しない。

8 参加手続き

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「提案者」という。）は、仕様書の内容を踏まえ、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第2号）

イ 会社概要（様式第3号）

ウ 業務実績書（様式第4号）

エ 実施体制調書（様式第5号）

ウ 参加資格要件確認書（様式第6号）

※ 用紙サイズはA4版とする。

(2) 提出期間

令和8年6月24日（水）～令和8年7月8日（水）17時まで

(3) 提出先

「15 担当部署」へ提出すること。

(4) 提出方法

ア 持参、郵送、電子メールのいずれかにより提出すること。持参または郵送の場合は、各1部ずつ提出すること。

イ 郵送またはメールにより提出した場合は、その旨を提出先に電話にて連絡すること。

9 プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

8で提出された参加申込書等をもとに参加資格の確認を行い、令和8年7月10日（金）までに提出者全員に参加資格確認結果を通知する。

10 企画提案書の提出

（1）提出書類

- ア 企画提案書（様式第7号） 8部
- イ 見積書（様式第8号） 8部
- ウ 国税及び地方税の滞納がないことの証明書（写し可） 1部
- エ 会社パンフレット等、会社の概要がわかる資料 1部

（2）受付期間

令和8年7月10日（金）から7月21日（火）17時まで

（3）提出場所

「15 担当部署」へ提出すること。

（4）提出方法

- ア 持参、郵送、電子メールのいずれかにより提出すること。持参または郵送の場合は、各1部ずつ提出すること。
- イ 郵送またはメールで提出した場合は、その旨を提出先に電話にて連絡すること。
- ウ 電子メール1通あたりのファイル容量は5MB以内とすること。容量が大きい場合は、分割して送付するか、大容量ファイル送信サービス等により送付すること。

11 選考基準及び選考方法

10で提出された企画提案書をもとにプレゼンテーションを実施し、令和8年度つるおかUIターンサポートプログラム業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において評価を行う。

（1）プレゼンテーション審査日

令和8年7月27日（月）の午後に鶴岡市内での開催を予定。

※開催時間、場所等は、別途通知する。

（2）評価項目

別表のとおり。

（3）受注候補者の特定

選定委員会の評価が高い順に、本業務の受注候補者1者、次順位者を特定する。

（4）実施方法

プレゼンテーション参加人数は、3人までとする。当日の追加資料の配布は認めない。審査は、非公開とする。

ア プレゼンテーションに要する時間

企画提案書の説明15分以内、質疑応答10分程度とし、出退及び機器準備・撤去を含めて30分以内とする。

イ プレゼンテーションに要する機材

プレゼンテーションにおいて、パソコン等の機器を使用する場合は、提案者側で準備すること（モニターは市で準備する。）。

パソコン（パワーポイント等）を使用してプレゼンテーションを行う場合の資料（データ）については、「10（1）ア」の企画提案内容と同様のものとする。

(5) 審査結果の通知

審査結果はすべての提案者に書面をもって通知する。（令和8年7月30日を予定）

なお、審査内容及び選定結果に対しては異議を認めない。

(6) 審査結果の公表

審査結果を本市ホームページに掲載する。

なお、受託候補者以外の提案に係る審査結果については、当該参加者が特定できないよう、可能な範囲で配慮して公表する。

(7) 企画提案書の提出者が1者またはいない場合の取り扱い

ア 企画提案書の提出者が1者のみの場合、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。

イ 企画提案書の提出者がいない場合、本件プロポーザルを取りやめる。

(8) 評価点が同点になった場合の取扱い

選定委員会による評価の結果同点になった場合は、委員長の評価が高い者を受注候補者に決定する。

1.2 契約の締結

(1) 本業務の契約は、受注候補者と業務内容について協議を行い、仕様書の内容を確定した後にあらかじめ見積書を提出し、契約を締結するものとする。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で締結するため、契約額は企画提案書に記載のものと異なる場合がある。

(3) 受注候補者と契約が締結できなかった場合または失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約を行うものとする。

1.3 参加事業者の失格

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合

(2) 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合

(3) 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合

(4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合

(5) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

(6) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(7) 委託費の上限額を超えた見積額を記載した企画提案書を提出した場合

(8) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合

(9) その他市の指示に違反する場合

14 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断する。
- (2) 企画提案書の作成・提出並びにプレゼンテーションに要する費用等については、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法または維持管理手法等を用いた結果事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (6) 提出された企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (7) 参加者は、複数の企画提案書を提出することはできない。
- (8) 提出期限以降における企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (9) 提出された企画提案書は、鶴岡市情報公開条例（平成17年条例第8号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (10) 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式第9号）を市に持参もしくは郵送により提出すること。
- (11) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ市との協議に基づいて決定する。
- (12) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (13) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更または中止とする場合がある。この場合、参加者に対して市は一切の責任を負わないものとする。
- (14) 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。

15 担当部署

鶴岡市企画部地域振興課課

〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9番25号（市役所5階）

電話 0235-35-1191（ダイヤルイン）

メール chiikishinko@city.tsuruoka.yamagata.jp

別表

評価項目		評価基準	基礎点	加重倍率	配点
1 基本的な考え方・取り組み方針	①業務理解度	・本業務の背景・目的・趣旨について十分に理解しており、仕様書に即した内容の実施方針となっているか。	5	1	5
	②業務遂行力	・業務を実施するに当たり、必要かつ十分な知識・技術・ノウハウ等を有しているか。 ・担当者の配置等について、適切に業務を遂行できる実施体制となっているか。	5	2	10
2 事業費		・必要な経費が計上されており、予算の範囲内で、妥当な金額設定となっているか。	5	1	5
		・参加者の自己負担額が、集客を考えるうえで効果的な内容になっているか。	5	1	5
3 提案内容	①手段の具体性・実現性	・提案内容に具体性があり、実現可能な内容となっているか。	5	1	5
	②告知・募集	・参加者確保に繋がる効果的な告知方法となっているか。	5	2	10
	③企画・立案	・想定するターゲット層に的確に訴求するプログラム内容であるか。	5	3	15
		・提案したテーマに関する理解が深まり、移住や関係人口の創出に有意義な内容となっているか。	5	3	15
		・本市の食や食文化の魅力が伝わる内容となっているか。	5	3	15
		・訪問スポットやゲストの候補がテーマに沿った具体的な提案となっているか。	5	2	10
④プレゼンテーション	・プレゼンテーションにおいて、企画提案書の内容や説得力を持った説明となっているか。	5	1	5	
計				100	